

1. サービス内容およびご利用条件

乗り合い送迎サービス「チョイソコ」(以下「本サービス」)は、「チョイソコ」会員規約(以下「本規約」)にもとづき会員となった方(以下「会員」)を対象とし、限定地域内・限定目的地において、複数の方で乗り合い、定額運賃で目的地まで移動することを支援するサービスです。本サービスのご利用の条件は、本規約によります。

2. 規約への同意

本規約は、本サービスの利用を希望する方が、チョイソコ会員登録申込書(以下「申込書」)に必要事項を記入し、南島原市地域公共交通活性化協議会(以下「本協議会」)が会員と認めた方と、本協議会との間で適用されます。また、南島原市役所への申込書の送付、もしくは本サービスの利用をもって、本規約(変更された規約を含む)に同意したものとみなします。

3. 会員条件

本協議会で承認された次の(1)(2)の条件の全てを満たす方のみ会員登録できるものとします。

- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、チョイソココールセンターへの連絡ができる方
- ご自分で、または保護者もしくは介助者の補助により、停留所への移動および車両への乗降ができる方

4. 利用開始

本サービスは、本協議会が申込書を受取り、書面で利用開始のご連絡をお送りした後、ご利用頂けます。

5. 運賃

運賃は、一乗車につき一人300円(消費税及び地方消費税含む)の定額とし、乗車時に当該運賃を支払うものとします。高校生以下100円、未就学児は会員である保護者が同乗する場合のみ無料で乗車可能です。
※南島原市高齢者、障害者等交通費助成利用券(タクシー券)、MINAコインも利用可能です。

6. 停留所・運行地域・ルート等

停留所は、本誌に掲載のとおりとします。また、運行ルートは、会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、旅客自動車運送事業者が適宜決めるものとします。このため、停留所への運行ルートは、乗降時で異なる場合があります。

7. 運行・乗車希望受付日時および運休

運行および乗車希望受付日時は、次のとおりとします。但し、旅客自動車運送事業者の判断により、変更または運休する場合があります。この場合、チョイソココールセンターより、該当する会員に連絡します。

- 運行日時
月曜日～土曜日 9:00～17:00
但し、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日、その他本協議会にて合意され定められた日を除く。

(2) 乗車希望受付日時

- ①電話の場合 月曜日～土曜日 8:30～16:30
但し、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他本協議会が定められた日を除く。
※利用希望日の1週間前から利用希望時間の30分前まで受け付けます。
- ②インターネットの場合 年中無休
※利用希望日の1週間前から利用希望時間の30分前まで受け付けます。

8. 乗車希望方法

ご利用を希望される場合は、チョイソココールセンターへ、お電話もしくはインターネットで、会員番号、利用希望日時、希望乗降場所をご連絡下さい。なお、小学生がご利用を希望される場合、保護者からの連絡が必要です。運転係員への口頭での乗車希望は受付致しかねます。限られた車両で乗車希望受付の早い方を優先するため、乗車のご希望に沿えない場合があります。また、到着時間に余裕をもってご乗車希望をお決めください。車椅子、手押し車等については、会員または同乗者にて折り畳みして運搬できるものは、車内への持込が可能です。

9. 変更・キャンセル

乗車希望の変更・キャンセルは、チョイソココールセンターへ電話またはインターネットでご連絡下さい。なお、運転係員への口頭での変更・キャンセルは受け付け致しかねます。また、変更・キャンセルについて、取消料等の負担は不要です。

10. 出発・到着時間

本サービスは乗合のため、他の会員の乗車希望状況・乗降都合・交通事情等により、予定より到着が前後する場合がございます。乗車希望時間の5分前に停留所にお越し下さい。出発・到着の時間は目安であり、時間を確認するものではありません。大幅な遅延が予想される場合、チョイソココールセンターからご連絡しますが、携帯電話等をお持ちでない場合、連絡が取れない場合がございます。このため、携帯電話の持参を推奨します。

11. 会員の遅延

ご予約された乗車時間・停留所にお越しにならない場合、次の会員のお迎えに出発します。

12. 乗車のお断り

旅客自動車運送事業者と会員との運送契約により、旅客自動車運送事業者が乗車をお断りする場合があります。

13. 会員資格の取消し

会員が次のいずれかに該当すると本協議会が判断した場合、会員資格を直ちに取消す場合がございます。

- (1) 本人確認ができないとき
- (2) 旅客自動車運送事業者との運送契約に違反するとき
- (3) 本規約3.(会員条件)を満たさないとき
- (4) 本規約18.(反社会的勢力の排除)の誓約に違反またはそのおそれがあるとき
- (5) 本規約を遵守しないとき

14. 同乗者

会員にご同行される場合で、会員と同じ乗降場所・時間であれば非会員も同乗が可能です。同乗をご希望される場合は、乗車希望のご連絡の際に、同乗者の人数とお名前をお伝え下さい。お伝えがない場合、または同乗者多数の場合は乗車をお断りする場合があります。同乗者にも本規約が適用されますので、会員は、同乗者が本規約を理解し、遵守することに責任を持って頂きますようお願いいたします。

15. 運送契約の成立および適用

会員および同乗者の乗降および運送(運送の引受け、旅客に対する責任(生命又は身体を書した場合の責任等)、本サービスにかかる車両の管理については、本協議会ではなく、運送を行う旅客自動車運送事業者と会員との間で適用される運送契約(旅客自動車運送事業標準運送約款等)によります。旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約は、会員の乗車時に成立するものとし、本規約は、旅客自動車運送事業者と会員との間の運送契約の成立を約束するものではなく、運送契約の不成立について、本協議会は何らの責任を負わないものとします。

16. 本協議会の免責

次の場合、本協議会は会員に対して損害を賠償する責任を負わないものとします。
(1) 本サービスにかかる車両、乗降、および運送により生じた一切の損害、損失、事故、トラブル
(2) 通信不具合・会員の連絡ミス等により、乗車希望連絡等に関してトラブルが生じた場合
(3) 会員が本サービスにかかる車両・停留所に忘れ物をされた場合
(4) 会員が携帯電話をお持ちでない、または使用できないことにより、時間の変更・キャンセル、運行遅延等の連絡ができない場合
(5) 本規約7.(運休)、10.(到着時間の前後ずれ)、11.(会員の遅延)、12.(乗車のお断り)、13.(会員資格の取消し)、14.(同乗者のお断り)、21.(チョイソココールセンターの中断・停止)、22.(中止・終了)の場合
(6) 会員の故意または過失による場合
(7) 本協議会の責に帰すことができない事由による場合

17. 会員の責任

本協議会は、会員の故意もしくは過失により、または会員が法令もしくは本規約の規定を守らないことにより、本協議会が損害を受けたときは、当該会員に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

18. 反社会的勢力の排除

会員は、会員および同乗者が、反社会的勢力(暴力団員またはこれに準ずる者、暴力・威力・脅迫的言辭・詐欺的手法を用いて威圧、業務妨害、もしくは不当要求をする者)でないことを誓約するものとします。

19. 個人情報の取り扱い

会員に提供いただいた個人情報は、本サービスにかかる車両の運行、運行に関する利用状況・意見調査、本協議会が「チョイソコ」スポンサーから提供を受けた広告配信の目的にのみ利用し、他の目的には利用しません。但し、会員条件の確認、運行状況の報告、運営および改善のため、必要な限りにおいて、南島原市と共有する場合があります。また、会員の安全確保のために緊急でやむを得ない場合、または会員が携帯電話を使用できず、本協議会から連絡をとる必要がある場合、必要な限りにおいて、本サービスにかかる停留所管理者と共有する場合があります。

20. 申込内容の変更・退会

申込書に記載された内容に変更がある場合、または退会をご希望される場合は、本協議会へ書面または電話でご連絡下さい。

21. チョイソココールセンターの稼働中断・停止

本協議会は、メンテナンスのため、チョイソココールセンターの稼働を中断し、または停止する場合があります。

22. 本サービスの中止・終了

本協議会は、車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、本サービスの運営を中止、または終了する場合があります。

23. 規約の変更

本協議会は、本規約の変更内容および変更日を、本サービスにかかる車両内・インターネット上に掲示する等の方法で会員に周知することにより、または、変更時に有効な民法の規定に従い、本規約を変更することができるものとします。この場合、変更日をもって変更後の規約が適用されるものとします。

24. 準拠法および裁判管轄

本規約は、日本法に準拠し、これに従い解釈されます。本サービス及び本規約に関する一切の紛争は、長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

規約改定: 2024年 7月1日